

静岡県教育委員会告示第32号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第3項の規定により、技能教育施設の名称と所在地の変更を告示する。

令和6年12月3日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

1 技能教育のための施設の名称の変更

変更前	変更後
アビニオンスクール	くさなぎ高等学院

2 技能教育のための施設の所在地の変更

変更前	変更後
静岡市清水区草薙1-2-26 アートインクサナギ3F	静岡市清水区草薙1-25-17

3 適用年月日

令和6年12月1日から適用する。